

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】	【回答】
<p>【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。</p>	<p>【1】住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。</p>
<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①介護保険料について</p> <p>ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。</p> <p>イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>	<p>【2】</p> <p>1</p> <p>(1)</p> <p>①</p> <p>ア 2009年以降の介護保険料については、介護保険事業計画を現在策定中であり、その結果に基づいて判断する。</p> <p>イ 風水害等により財産の著しい損害や、生計維持者の死亡等により収入金額が著しく減少した場合に減免申請することができる。制度変更の予定はない。</p>
<p>②利用料について</p> <p>ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p>	<p>②</p> <p>ア. 社会福祉法人利用者負担減免、介護保険利用者負担額助成制度があり、拡充予定はない。</p>
<p>③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。</p>	<p>③介護保険制度の範囲で保険給付を実施していく。</p>
<p>④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。</p>	<p>④現時点では施設整備の予定なし</p>
<p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>⑤県等が実施する人材確保関連事業に対し協力</p>

<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>(2)</p> <p>①配食サービスは、偏りがちになりやすい高齢者世帯の食事の改善を支援するとともに安否確認を行うことを目的にしているので、現在の週2回で自己負担 300 円で実施。会食方式については実施予定なし。</p>
<p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援</p> <p>イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p>	<p>②</p> <p>ア. 予定なし</p> <p>イ. 宅老所は 1 箇所町で運営、サロンについてはボランティアにより自主運営されており、社会福祉協議会が独自に支援を行っている。</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>(3)</p> <p>①身体障害者との均衡を考慮して、要介護 1 以上で主治医意見書の障害老人の日常生活自立度 A1以上としている。</p>
<p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>②認定結果送付時に要介護 1 以上の方全員に制度説明書を送付。</p>
<p>2. 高齢者医療の充実について</p> <p>①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p>	<p>①現在一色町では、75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としております。今のところ、対象年齢を引き下げる予定はありません。</p>
<p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p>	<p>②資格証明書の発行は、高齢者の医療確保に関する法律第54条により、広域連合が交付することとなっております。現在、その交付基準について、細部を検討中と聞いている。</p>
<p>③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p>	<p>③愛知県では現在検討中とのことで、町としては県に準じて考えていく。</p>
<p>④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。</p>	<p>④現在国保では保健福祉施策事業は行っていない。後期高齢者においても実施予定なし。</p>

<p>3. 子育て支援について</p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。</p>	<p>①0歳から学齢前は無料 小学1年から中学卒業までは入院無料で小学1年、2年及び中学卒業から18歳到達月までの間は通院の本人負担の2/3を助成</p>
<p>②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。</p>	<p>②平成20年4月より産前7回無料実施</p>
<p>4. 国保の改善について</p> <p>①保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>4.</p> <p>①</p> <p>ア. 現在の保険料は県下平均より低い状態であるが、国保の財政状況を考慮し必要であれば基金繰入や保険料の改定を行う。</p> <p>イ. 税の公平性の観点から全ての被保険者に均等に賦課する</p> <p>ウ. 実施予定なし</p> <p>エ. 変更予定なし</p>
<p>②保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p> <p>イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>	<p>②特別の事由が無いのに1年以上納付しないのは公平性の観点から問題である。ただし、資格証明書の発行については個々の実情を調査の上、資格審査会での審査を経て慎重に対応している。</p>
<p>③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。</p>	<p>③地方税法の規定に従い年金天引きによる特別徴収実施する。ただし特徴対象の内、過去2年間滞納がなく口座振替を行っている世帯については年金天引きを行わないこととした。</p>
<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。</p>	<p>④現在減免規定なし、財政負担の増加や保険税負担の増加に係ることであるので慎重に考えていきたい。</p>

<p>5. 障がい者施策の充実について</p> <p>①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。</p>	<p>①実施予定なし</p>
<p>②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。</p>	<p>②実施予定なし</p>
<p>③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。</p>	<p>③聴き取り調査を行っている。</p>
<p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p>	<p>6.</p> <p>①基本検診、肺がん、歯周疾患については自己負担なし、65歳以上については指定医療機関により個別検診、それ以外は集団検診</p>
<p>②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。</p>	<p>②年1回20歳以上の希望者に実施</p>

<p>7. 地方税の徴収について</p> <p>①地方税の年金天引きを行わないでください。</p>	<p>7.</p> <p>①地方税法の規定に従い実施予定</p>
<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度は廃止してください。</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p> <p>④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p> <p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p> <p>⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。</p>	<p>【3】</p> <p>1. 提出予定なし</p>
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。</p> <p>③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。</p> <p>④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。</p> <p>⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一</p>	<p>2. 提出予定なし</p>

<p>般疾病も対象にしてください。</p> <p>⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。</p>	
<p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <p>①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。</p> <p>②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。</p> <p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。</p> <p>⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。</p>	<p>3. 提出予定なし</p>